

◇ 給与勧告等の骨子 ◇

《 本年の給与勧告のポイント 》
月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

- ① 民間給与との較差619円（0.17%）を解消するため、給料表を平成29年4月に遡及して引上げ改定
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ改定（0.1月分）
- ③ 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ

項 目	内 容																							
I 給 与																								
1 民間給与との較差 (月例給)	<p><民間給与の調査> 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,007事業所のうち、266事業所を層化無作為抽出法により抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く230事業所の10,550人の給与等を実地調査した（完了率87.5%）。</p> <p><職員給与と民間給与との比較> ○ 調査結果に基づき、職員の給与と調査・比較したところ、次のとおり職員給与が民間給与を下回っている。 ○ 特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っている。</p> <p>(1) 月例給（行政職相当）</p> <table border="1"> <tr> <td>民間給与（A）</td> <td>県職員給与（B）</td> <td>較差（A）－（B）</td> </tr> <tr> <td>366,239円</td> <td>365,620円</td> <td>619円（0.17%）</td> </tr> </table>	民間給与（A）	県職員給与（B）	較差（A）－（B）	366,239円	365,620円	619円（0.17%）																	
民間給与（A）	県職員給与（B）	較差（A）－（B）																						
366,239円	365,620円	619円（0.17%）																						
(期末・勤勉手当)	<p>(2) 期末手当・勤勉手当（特別給）</p> <table border="1"> <tr> <td>民間（A）</td> <td>県職員（B）</td> <td>較差（A）－（B）</td> </tr> <tr> <td>4.40月</td> <td>4.30月</td> <td>0.10月</td> </tr> </table>	民間（A）	県職員（B）	較差（A）－（B）	4.40月	4.30月	0.10月																	
民間（A）	県職員（B）	較差（A）－（B）																						
4.40月	4.30月	0.10月																						
2 勧告等の内容 (給料表)	<p>(1) 給料表 イ 行政職給料表 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、若年層に重点を置きつつ、全ての号俸について400円から1,100円の引上げ改定 ロ その他の給料表 行政職給料表との均衡を考慮して改定</p>																							
(期末・勤勉手当)	<p>(2) 諸手当 イ 期末手当・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ：4.30月分→4.40月分 (引上げ分を勤勉手当に配分) (例：一般の職員の場合の支給月数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">29年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.225月（支給済み）</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.85 月（支給済み）</td> <td>0.95 月（現行0.85月）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.075月（支給済み）</td> <td>2.325月（現行2.225月）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30年度 以 降</td> <td>期末手当</td> <td>1.225月</td> <td>1.375月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.9 月</td> <td>0.9 月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.125月</td> <td>2.275月</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	6 月 期	12 月 期	29年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月	勤勉手当	0.85 月（支給済み）	0.95 月（現行0.85月）	計	2.075月（支給済み）	2.325月（現行2.225月）	30年度 以 降	期末手当	1.225月	1.375月	勤勉手当	0.9 月	0.9 月	計	2.125月	2.275月
年 度	6 月 期	12 月 期																						
29年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月																					
	勤勉手当	0.85 月（支給済み）	0.95 月（現行0.85月）																					
	計	2.075月（支給済み）	2.325月（現行2.225月）																					
30年度 以 降	期末手当	1.225月	1.375月																					
	勤勉手当	0.9 月	0.9 月																					
	計	2.125月	2.275月																					

項 目	内 容																
<p>(初任給調整手当)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>(減額支給措置)</p> <p>< 参 考 ></p>	<p>ロ 初任給調整手当</p> <p>(イ) 人事院勧告に準じて医師の初任給調整手当の最高支給限度額を引上げ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師等:月額413,800円→414,300円</p> <p>(ロ) 医師の改定状況を考慮して, 獣医師の初任給調整手当の最高支給限度額を引上げ 月額35,100円→35,200円</p> <p>ハ 配偶者に係る扶養手当の見直し</p> <p>民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化や国及び他の都道府県の実施状況を総合的に勘案し, 昨年的人事院勧告に準じて改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに, 子に係る手当額を引上げ(配偶者:13,000円→6,500円, 子:6,500円→10,000円) ・ 部長級(行政職給料表9・10級相当)の職員には, 子以外の扶養親族に係る手当を不支給 ・ 次長級(行政職給料表8級相当)の職員には, 子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給 ・ 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から, 上記の見直しについては平成30年4月1日から平成33年4月1日まで段階的に実施 <p>(3) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等</p> <p>平成22年度から実施されている55歳を超える職員(行政職給料表6級相当以上)に対する給料月額等の0.7%減額支給措置については, 給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げにより, 適正化が図られていることなどから, 国に準じて平成30年3月31日をもって廃止</p> <p>(4) 改定の実施時期</p> <p>平成29年4月1日から実施。ただし, (2)のイの平成29年度の勤勉手当の改定については平成29年12月1日から, (3)についてはこの勧告を実施するための条例の公布日から, (2)のイの平成30年度以降の勤勉手当の改定及び同ハについては平成30年4月1日から実施</p> <p>< 平均年間給与 > 行政職(平均年齢41.2歳, 平均経験年数20.4年)</p> <table border="1" data-bbox="478 1702 1268 1899"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>29.4.1現在</th> <th>改定額</th> <th>改 定 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均給与月額</td> <td>361,585円</td> <td>619円</td> <td>362,204円</td> </tr> <tr> <td>期末・勤勉手当</td> <td>1,616,953円</td> <td>40,062円</td> <td>1,657,015円</td> </tr> <tr> <td>平均年間給与</td> <td>5,956,000円</td> <td>47,000円</td> <td>6,003,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 給与月額は, 行政職給料表適用職員の平均であり, 給料及び諸手当が含まれている。 ※ 年間給与は, 給与月額をもとに算出した額(千円未満四捨五入)である。</p>	区 分	29.4.1現在	改定額	改 定 後	平均給与月額	361,585円	619円	362,204円	期末・勤勉手当	1,616,953円	40,062円	1,657,015円	平均年間給与	5,956,000円	47,000円	6,003,000円
区 分	29.4.1現在	改定額	改 定 後														
平均給与月額	361,585円	619円	362,204円														
期末・勤勉手当	1,616,953円	40,062円	1,657,015円														
平均年間給与	5,956,000円	47,000円	6,003,000円														

項 目	内 容
II 人事管理	<p>1 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営</p> <p>復興の進捗や行政ニーズの多様化に的確に対応するため、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより効率的で質の高い行政を行っていくことがこれまで以上に求められている。あわせて、復興後を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。</p> <p>2 有為な人材の確保と女性職員の登用の拡大</p> <p>有為な人材の確保のため、職員採用試験の実施における県外会場の設置や試験制度の変更等に取り組んでいることとあわせ、任命権者等と綿密に連携した応募者確保対策を一層強化していく必要がある。女性職員の登用の拡大については、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。</p> <p>3 能力・実績に基づく人事管理の推進</p> <p>人事評価制度については、制度の試行及び初年度の検証結果を十分に踏まえ、職員の勤務意欲を向上させる制度として定着させていくことが求められるとともに、人材育成のまたとない機会として、効果的な取組が期待される。</p> <p>4 高齢層職員の能力と経験の活用</p> <p>雇用と年金の接続について、国ではこれまで再任用により対応することとしてきたが、定年の引上げに向けた動きもみられることから、引き続き国における検討状況等の動向を注視していく必要がある。あわせて、再任用職員の増加に伴う人事管理上の諸課題について、本県の職務や任用の実態に即した検討を継続的に進めていく必要がある。</p> <p>5 地方公務員法及び地方自治法の一部改正への対応</p> <p>臨時・非常勤職員任用の適正化等を定めた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨も踏まえ、今後の非常勤職員等の任用・勤務条件の在り方について適切に検討を進め対応する必要がある。</p>
III 公務運営の改善	<p>1 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進</p> <p>時間外勤務の縮減は、職員の健康維持、公務能率の向上とともにワーク・ライフ・バランスの推進にも資する重要な課題であり、各任命権者においては、特定の職員に長時間又は長期にわたり過度な業務が集中することのないよう、一層の取組が必要である。復興業務が長期に及ぶ中、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念され、各任命権者においては、不調の未然防止・早期対応のため様々な取組を行い、管理監督者にはメンタルヘルスケアの実践が強く求められる。また、柔軟な働き方への対応については、現在の本県の実情や業務運営への影響等を考慮しつつ、具体的な検討が必要である。</p> <p>2 仕事と生活の両立支援</p> <p>各任命権者においては、育児休業や介護休暇等の両立支援制度の定着に向けた普及啓発を十分行い、必要とする職員の誰もが気兼ねなく利用できる職場環境の整備を推進していく必要がある。</p> <p>3 服務規律の徹底</p> <p>職員には公務に対する信頼を損なうことのないよう高い公務員倫理を保持し、職務に当たることが求められており、各任命権者においては、これまでに以上に服務規律の徹底を図り、不祥事の防止に努める必要がある。また、ハラスメント防止に向け、職員一体となって風通しのよい職場環境の維持に取り組んでいくことが不可欠である。</p>